

# 区第14回沖縄振興開発金融公庫住宅地債券原簿

債券の総額 金2億1500万円  
各債券の金額 50万円  
債券の形式 無記名式利札付に限る。  
発行方法 縁故募集の方法による。  
発行価額 額面100円につき金100円  
債券の枚数及び番号 50万円券 430枚 自第1号 至第430号  
債券発行日(払込期日) 平成26年3月24日とする。  
償還の期限及び方法 本債券は、平成36年3月22日にその額面金額を償還する。ただし、償還金を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その直前の営業日に繰り上げる。  
償還価額 額面100円につき金100円  
利息の支払方法並びに支払期日及び利率

(1) 利息は債券発行日の翌日から償還期日までこれを付け、下記に定める利払期日に、各利払期日に応じた利率により、各その日までの前1カ年分を支払う。

第1回	平成27年3月22日	0.051%
第2回	平成28年3月22日	0.135%
第3回	平成29年3月22日	0.222%
第4回	平成30年3月22日	0.304%
第5回	平成31年3月22日	0.393%
第6回	平成32年3月22日	0.731%
第7回	平成33年3月22日	0.901%
第8回	平成34年3月22日	1.071%
第9回	平成35年3月22日	1.241%
第10回	平成36年3月22日	1.411%

(2) 住宅地債券積立者からの請求に基づき本債券の買入れを行う場合には、当該買入れに係る買入代金の交付日(以下、「買入日」という。)に、当該買入れ直前の上記(1)に定める利払日の翌日から当該買入日までの経過期間に応じ、沖縄振興開発金融公庫の定める方法により計算した利息額を支払う。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その直前の営業日に繰り上げる。

(4) 償還期日後は利息をつけない。

買 入 れ (1) 買入れは、いつでもこれを行うことができるものとし、住宅地債券積立者の区分所有に係る建築物の共用部分の改良工事を行う場合で住宅地債券の第1回の積立てから1年以上経過した住宅地債券積立者から買入請求があったとき又は当該建築物に係る不慮の事故が発生した場合で住宅地債券積立者から買入請求があり、沖縄振興開発金融公庫が買入れを認めたときは買入れを行うものとする。

(2) 買入れの価格は、額面100円につき金100円とする。

(3) 買入日が銀行休業日に当たるときは、その直前の営業日に繰り上げる。

買 入 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行本店  
元 利 金 支 払 場 所 株式会社みずほ銀行本店  
担 保 本債券の債権者は、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところにより、沖縄振興開発金融公庫の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

各債券につき払い込んだ金額及び払込年月日 平成26年3月24日全額払込済

募集の受託会社 株式会社みずほ銀行

平成26年3月24日

沖縄県那覇市おもろまち1丁目2番26号

沖縄振興開発金融公庫

理事長 譜久山 當 則